

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	8件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500004号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500020号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年10月16日に訂正し、昭和58年4月から同年9月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和58年4月30日から昭和58年10月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年4月30日とされている。同社には、同年11月30日まで勤務し、事業主から厚生年金保険料を控除されていたので、資格喪失日を同年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和58年4月30日と記録されているとともに、喪失の受付年月日欄には同年11月8日と記録されていることから、社会保険事務所(当時)による請求者の当該資格喪失日に係る処理は遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る雇用保険の被保険者記録によると、請求者の離職日は昭和58年8月31日と記録されている上、離職日が同年10月15日であることが確認できる同僚は、自身が退職した当時、請求者は同社に勤務していた旨陳述していることから、請求者は少なくとも同年10月15日まで同社に勤務していた状況がうかがえる。

また、A社は、前述のとおり、昭和58年4月30日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨記録されているが、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の者について、同社に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、少なくとも5人以上の従業員が請求期間において同社に在籍していた状況がうかがえることから、同社は請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和58年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、請求者の勤務状況に関する同僚の陳述により、請求者の資格喪失年月日は、同年10月16日であると認められる。

また、請求期間のうち昭和58年4月30日から同年10月16日までの標準報酬月額について

は、昭和 58 年 3 月の厚生年金保険の記録から、26 万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち昭和 58 年 10 月 16 日から同年 12 月 1 日までの期間については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、所在が不明であることから、当該期間に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、請求期間において A 社に在籍していた状況がうかがえる複数の同僚に照会したが、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる陳述を得ることができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500036 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500011 号

第 1 結論

昭和 54 年 1 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 1 月から昭和 56 年 3 月まで

A 市へ転入後、昭和 53 年 2 月頃に、国民年金へ任意加入し、2 か月に 1 度、居住地区の納付組織の集金人である中年女性に領収書と引き替えに保険料を現金で納付し、昭和 56 年 3 月に B 県 C 市へ転居するまでの間、同様の方法で納入していた。請求期間より前の期間は納付済みとされているにもかかわらず、請求期間が未納とされていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和 53 年 2 月から昭和 56 年 3 月までの期間において、A 市に居住し、地区の納付組織の集金人に領収書と引き替えに国民年金保険料を納付したと主張しているところ、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直前の期間である昭和 53 年 2 月から同年 12 月までの期間は現年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、A 市役所は請求期間における集金人や納付組織の存在を示す資料が残っていない旨回答しており、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、納組コード欄には納組コードの記載が無いことが確認でき、請求期間における納付組織の実態及び集金の方法について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、請求期間の納付は確認できず、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500046 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500012 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月までの期間及び昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 3 月まで

請求期間①については、私の母が A 市において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

また、請求期間②については、当時、A 市に在った事業所に勤務していたが、事業所が厚生年金保険に加入していなかったため、私自身が A 市役所の国民年金課の窓口で国民年金保険料を毎月納付していた。

請求期間①及び②が国民年金の未納期間となっているため、当該期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は請求者の母親が A 市において請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 59 年 4 月頃に払い出されたと推認できる上、同市を管轄する日本年金機構 B 事務センターは、請求期間①及び②を含む昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 59 年 4 月頃までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者の氏名は記載されていない旨回答していることから、当該払出日以前に請求者に対して別の記号番号が払い出された事跡はうかがえない。

したがって、請求期間①当時、当該期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母親は、請求者の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、前述の記号番号の払出日時点においては、請求期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、請求者は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者が保険料を納付していたと陳述している母親は、既に他界しており証言を得ることができないことから、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明である。

さらに、請求期間②について、請求者は当該期間の国民年金保険料を毎月納付期限内に A 市役所の国民年金課の窓口で納付したと陳述しているものの、前述の記号番号の払出日時点においては、当該期間は過年度保険料となるどころ、同市国民年金課は、請求期間当時、同市役所の国民年金課の窓口では、過年度の保険料を収納していなかった旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、請求者が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500042号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和57年10月頃まで

私は、請求期間において、B市に在ったA事業所にC職として勤務し、当時、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者のA事業所における被保険者資格取得日は、昭和56年6月1日、離職日は昭和57年8月31日とされていることから、請求者は、当該期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、同事業所は、事業所として厚生年金保険には一度も加入したことはなく、厚生年金保険料を給与から控除することもなかった旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500051 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500016 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日まで
A 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
当時、私は作業員の B 業務担当として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者は、請求期間の一部を含む平成 2 年 3 月 21 日から平成 4 年 10 月 10 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は既に他界している上、同社の複数の元役員は、関連資料等を保管していない旨陳述していることから、請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者が同じ業務（作業員の B 業務）の前任として氏名を挙げた者、及びオンライン記録により A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が当該業務担当として氏名又は姓のみを挙げた者全員について、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500016号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年4月1日から昭和34年3月1日まで

私は、昭和24年9月1日にC社に入社し、その後、A社(現在は、D社)B支店に昭和35年8月9日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

D社から提出された人事記録により、請求者が昭和25年4月1日付けでA社B支店に入社し、請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社B支店は昭和34年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D社は請求期間に係る請求者の厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の届出関係の資料については保管されておらず、不明であると回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿により、請求者と同様に昭和34年3月1日付けでA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚に照会したところ、同日以前から同支店に勤務していた旨回答した複数の者は、いずれも請求期間当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除については確認及び推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500044 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500018 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日並びに B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (子)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 23 年 7 月 20 日から昭和 25 年 9 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 31 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 7 月 23 日から昭和 32 年 9 月 1 日まで

請求期間①については、父の厚生年金保険の記録では、A 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 23 年 7 月 20 日と記録されており、5 か月程度しか勤務したととされていないが、同社にはもう少し長く勤務したはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

請求期間②及び③については、B 社における資格取得日が昭和 31 年 5 月 1 日、資格喪失日が同年 7 月 23 日と記録されているが、同社には昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 32 年 8 月 31 日まで勤務していたはずである。

父が B 社に勤務していた頃の写真を提出するので、請求期間②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①については、C 社は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の人事記録及び賃金台帳を保管しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できないと回答している。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により請求期間①における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

請求期間②及び③については、請求者は、訂正請求記録の対象者が当該期間において B 社に勤務していたことが分かる資料として、当該期間中に撮影された写真が収められているとするアルバムの該当ページを提出しており、写真及びアルバムの余白に記入された撮影時期から判断すると、訂正請求記録の対象者が B 社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B社は昭和35年6月20日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、請求期間当時の事業主はすでに他界していることから、請求期間②及び③における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる陳述は得られない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により請求期間②及び③における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿によると、B社は昭和30年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、請求期間②の一部の期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、前述の同僚のうち同日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、同社は同日以前は厚生年金保険に加入しておらず、自身の給与からも厚生年金保険料は控除されていなかったのではないかと回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500045 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500019 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 事業所 (現在は B 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③及び④について、請求者の C 事業所における厚生年金保険被保険者の資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 58 年 11 月 3 日から昭和 59 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 59 年 9 月 18 日まで
④ 平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで

請求期間①及び②については、厚生年金保険の記録では、A 事業所における厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 53 年 4 月 1 日、同資格の喪失年月日が昭和 58 年 11 月 3 日と記録されているが、私は同事業所に昭和 50 年 3 月 1 日から昭和 59 年 3 月 1 日まで継続して勤務していた。

請求期間③及び④については、厚生年金保険の記録では、C 事業所における厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 59 年 9 月 18 日、同資格の喪失年月日が平成 4 年 4 月 1 日と記録されているが、私は同事業所に昭和 59 年 4 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで継続して勤務していた。

請求期間に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②については、請求者の A 事業所に係る雇用保険の被保険者記録によれば、資格取得年月日は昭和 53 年 4 月 1 日、離職年月日は昭和 58 年 10 月 31 日であることから、請求期間①及び②における同記録は確認できない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間①及び②における同事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者の当該期間における勤務状況等について確認することができない。

さらに、B 事業所は、関連資料が保管されていない旨回答しており、請求者の請求期間①及び②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

請求期間③及び④については、D 事業所が提出した社員名簿兼労働者名簿によれば、請求者の雇入年月日は昭和 59 年 10 月 18 日であり、退職年月日は平成 4 年 3 月 31 日であることが確認できる上、請求者の同事業所に係る雇用保険の被保険者記録によれば、資格取得年月日は昭和 59 年 10 月 18 日、離職日は平成 4 年 3 月 31 日であることから、請求者が当該期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、D 事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定

通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、資格取得年月日は昭和 59 年 10 月 18 日、喪失年月日は平成 4 年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及び収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500097 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1500001 号

第 1 結論

昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 20 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から昭和 45 年 3 月 20 日まで
請求期間に係る脱退手当金については、私は請求を行っていない。

また、請求期間当時の脱退手当金裁定請求書を見たところ、勤務先であった A 社の関与がうかがえる記載があったが、同社に対して脱退手当金の代理請求のための委託や委任をした覚えはない。

また、金融機関で脱退手当金を受け取ったことも会社から退職金に含めて脱退手当金を受領したこともない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構が保管する請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、住所欄には請求者が当時居住していたとされる請求者の実家の住所が記載されており、当時の脱退手当金の裁定手続に必要な退職所得の源泉徴収票が添付されている上、脱退手当金支給決定伺によると、「昭和 45. 4. 16 隔地払」の記載が確認できることから、社会保険事務所（当時）が昭和 45 年 4 月 16 日付けで請求者の脱退手当金を金融機関で支払うことを決定したことが確認できるとともに、社会保険事務所における脱退手当金の支給決定に係る事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、前述の脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名欄、事業所の名称欄及び所在地欄にはゴム印が押印されていることから、脱退手当金の請求手続についての事業所の何らかの関与がうかがえるところ、請求者は事業所に手続を委任したことはない旨主張しているが、事業所は、「従業員に対しては、退職時に、退職金の手続書類を手渡すとともに、脱退手当金の説明も行った後、脱退手当金に係る請求用紙は社会保険事務所から取り寄せ、脱退手当金を請求するか否かは本人の意思に任せていた。なお、請求者についての個別の状況は不明である。」と回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。